

北開局技管第270号
令和5年3月23日

各教育機関 インターンシップ ご担当者 様

国土交通省 北海道開発局
事業振興部長

令和5年度 北海道開発局インターンシップ実習生の募集について

日頃より、北海道開発行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

北海道開発局では、就業体験を通じ、学生等の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、北海道開発行政に対する理解を深めてもらうことを目的にインターンシップ実習生の受入を行っているところです。令和5年度のインターンシップを以下の通り実施いたしますので、希望学生の申し込みをお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策の扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づくものとし、変更がありましたら改めて、お知らせいたします。

記

1. 受入条件

①受入者

大学及び高等専門学校（大学院及び短期大学含む）並びに高等学校及び専門学校のうち、所属する教育機関の推薦を受けた者。

②実習場所・実習内容

別添の「令和5年度北海道開発局インターンシップ受入課所一覧（以下、別添一覧表という）」による

③実習部門

河川事業、道路事業、港湾・空港事業、農業農村整備事業、電気通信事業、機械事業、営繕事業。

④実習期間

別添一覧表による。

⑤受入可能人数

別添一覧表による。

希望者が多い場合は、調整させていただく場合があります。

⑥費用について

報酬は無給であり、実習にかかる旅費、交通費等も支給しません。

⑦宿泊施設

実習生自身で宿泊場所を確保していただく必要があります。（費用自己負担）

⑧覚書の締結・誓約書の任意提出

受入先決定のお知らせ時に同送します（7月中旬頃を予定）

⑨新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・今後の政府や自治体の方針に基づき、感染対策が必要となる場合は、実習生の受け入れを中止することがあります。
- ・申込みを行った後で、新型コロナウイルス感染防止のため、実習への参加を辞退したい場合は、いつでもキャンセルすることが可能です。

- ・別紙1の「北海道開発局就業体験実習（インターンシップ）における新型コロナウイルス感染予防対策」を実施することとします。

⑩その他

- ・実習生又は教育機関はインターンシップ等賠償責任保険等の加入が必要となります。
- ・実習終了後に実習内容に関する報告書（A4版2枚程度）を作成し、提出願います。
提出時期；終了後1ヶ月以内を目処
提出方法；教育機関を経由し以下の5. 問合せ連絡先まで提出

2. 申込み

申込書に下記内容を記載しメールにて送付ください。（郵送の場合は、以下の5の問合せ先まで）

①希望学生の氏名（ふりがな）、性別、年齢、学部学科、学年

②希望する実習課所、希望期間

第1希望から第3希望までを別添一覧表から選択し、希望課所名・番号・希望期間を記載してください。

※番号は別添一覧表の黄色網掛部分の内容を記載してください。

※札幌近郊の実習は、希望者が多く定員超過により参加できない可能性があります。第1希望から第3希望の全てで札幌近郊の実習を記載した場合は、札幌近郊以外で参加可能な実習についても、なるべく記載するようにしてください。

③希望学生の実習に係る担当者

氏名、連絡先（大学等教育機関の住所、電話、FAX、E-mail等）

④その他必要と思われる事項

3. 募集締め切り

○大学・高等専門学校・専門学校

締め切り：令和5年6月23日（金曜日）

※申込みは、締め切り期限を厳守願います。

○高等学校

実習希望日の1ヶ月程度前（最終受付：令和5年9月1日（金曜日））

4. その他

- ・希望人数が受入課所一覧の受入可能人数を超える場合や、募集締め切りの期日以降でも希望等がありましたら、5. 問合せ連絡先までご相談ください。

5. 問合せ連絡先

国土交通省北海道開発局 事業振興部 技術管理課 インターンシップ担当

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目（札幌第1合同庁舎17階）

電話 011-709-2311（内線5758）

FAX 011-708-4532

Email hkd-ky-internship@ki.mlit.go.jp

北海道開発局 就業体験実習（インターンシップ）における 新型コロナウイルス感染予防対策

北海道開発局就業体験実習においては、感染防止対策として「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例」（厚生労働省）および、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について（通知）」（人事院通知 職職-77 令和5年3月7日）を参考とするほか、以下について実施すること。

<実習生が実施すること>

- ・出勤前に体温測定を実施し、発熱など新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の有無を確認すること。
- ・上記症状が確認された場合は、出勤を取りやめ、受入課所に連絡を入れること。
- ・手洗い、消毒をこまめに行うこと。
- ・実習中に体調が悪くなった場合は、速やかに帰宅し自宅療養を行うこと。
- ・発熱等の症状の回復後2日間（48時間）を経過するまでの間は自宅待機とすること。
- ・実習中、および終了後2週間間に実習生及び実習生の家族が新型コロナウイルスの検査を受けることとなった場合及びその検査結果が判明した場合には、直ちに、受入課所に報告すること。

<受入課所が実施すること>

- ・実習生および対応者の体調を確認すること。
- ・実習生および対応者に感染予防のための取組（身体的距離の確保、手洗い、咳エチケット、換気励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等）を徹底させること。
- ・「三つの密」の回避やその影響を緩和するため、身体的距離の確保、もしくは飛沫防止対策（衝立設置等）を行い、執務室等の定期的な換気を行うこと。
- ・消毒液（アルコール等）を設置し、こまめな消毒を励行すること。
- ・必要な場合は、実習生の分散通勤を行うこと。
- ・車で移動する場合には可能な限り「三つの密」を回避し、換気を徹底すること。
- ・実習生から体調不良による欠席、新型コロナウイルスの検査を受けるなどの報告が入った場合は、直ちに本局技術管理課に報告すること。